

## 第6号議案

### 自治体学会細則の一部改正について

#### 提案理由

自治体学会の魅力向上方策を検討してきた「魅力向上方策検討委員会」の会員拡大策の一つとして提案された「シニア会員」制度を2025年度から開始するため、自治体学会細則の「1会費」「(1)年会費」の項目について、個人会費、団体会費、学生会費の三区分に、シニア会費の区分を追加することとした。

シニア会員制度は、自治体の現場、研究活動等様々な場面に長年携わり、貴重な知識・経験を有するシニアが、引き続き自治体学会において活動できる環境を整えるために導入する。

#### 改正内容

<旧>

自治体学会細則

##### 1 会費

###### (1) 年会費等

個人会費 7,500円(年額)

団体会費 一口 15,000円(年額)

学生会費 (大学生(短大、専門学校を含む)及び大学院生)

個人会員の年額の半額を免除する。

###### (2) 年度途中での入会に関する特例

当該年度の総会開催日以降会員となる場合は、当該年度の会費額の半額を免除するものとする。ただし、学生会員には適用しない。

###### (3) 団体会員の学会事業への参加

団体会員の学会事業への参加は、一口当たり2名とする。

###### (4) 適用年月日

減額既定の適用は、会員1人又は1団体に対して1回限りとする。2007年8月25日より適用する。

##### 2 総会 から 11 事務局 及び 一部改正の日付については、省略。

<新>

##### 1 会費

###### (1) 年会費等

個人会費 7,500円(年額)

団体会費 一口 15,000円(年額)

学生会費 (大学生(短大、専門学校を含む)及び大学院生)

個人会員の年額の半額を免除する。

シニア会費 (70歳以上の会員。70歳を迎えた翌年度の会費から、自己申告により、適用を受けることができる。自己申告は年

度当初の5月末までとする。)

個人会員の年額の半額を免除する。

(2) 年度途中での入会に関する特例

当該年度の総会開催日以降会員となる場合は、当該年度の会費額の半額を免除するものとする。ただし、学生会員及びシニア会員には適用しない。

(3) 団体会員の学会事業への参加

団体会員の学会事業への参加は、一口当たり2名とする。

(4) 適用年月日

減額既定の適用は、会員1人又は1団体に対して1回限りとする。2007年8月25日より適用する。なお、シニア会員に係る規定は、2025年4月1日より適用する。